

議員提出議案第 1 号

中間市議会委員会条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、議会の議決を求める。

平成26年2月27日提出

提出者	中間市議会議員	佐々木 晴 一
賛成者	〃	田 口 澄 雄
〃	〃	小 林 信 一
〃	〃	掛 田 るみ子
〃	〃	安 田 明 美
〃	〃	原 田 隆 博
〃	〃	下 川 俊 秀
〃	〃	片 岡 誠 二

[提案理由]

市の機構改革に伴い改正するものである。

中間市議会委員会条例の一部を改正する条例

中間市議会委員会条例(昭和42年中間市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項総合政策委員会中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 総合政策部の所管に属する事項

第2条第2項産業消防委員会第3号中「上下水道局」を「環境上下水道部」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

中間市議会委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>本則 （常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条（略） 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策委員会 6人</p> <p>(1) 総務部の所管に属する事項</p> <p>(2) 総合政策部の所管に関する事項</p> <p>(3) 教育委員会の所管に属する事項</p> <p>(4) 議会事務局の所管に属する事項</p> <p>(5) 監査委員の所管に属する事項</p> <p>(6) 選挙管理委員会の所管に属する事項</p> <p>(7) 会計課の所管に属する事項</p> <p>(8) 他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>市民厚生委員会 6人</p> <p>(1) 市民部の所管に属する事項</p> <p>(2) 保健福祉部の所管に属する事項</p> <p>(3) 市立病院の所管に属する事項</p> <p>産業消防委員会 7人</p> <p>(1) 建設産業部の所管に属する事項</p> <p>(2) 農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(3) 環境上下水道部の所管に属する事項</p> <p>(4) 消防本部の所管に属する事項</p>	<p>本則 （常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条（略） 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策委員会 6人</p> <p>(1) 総務部の所管に属する事項</p> <p>(2) 教育委員会の所管に属する事項</p> <p>(3) 議会事務局の所管に属する事項</p> <p>(4) 監査委員の所管に属する事項</p> <p>(5) 選挙管理委員会の所管に属する事項</p> <p>(6) 会計課の所管に属する事項</p> <p>(7) 他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>市民厚生委員会 6人</p> <p>(1) 市民部の所管に属する事項</p> <p>(2) 保健福祉部の所管に属する事項</p> <p>(3) 市立病院の所管に属する事項</p> <p>産業消防委員会 7人</p> <p>(1) 建設産業部の所管に属する事項</p> <p>(2) 農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(3) 上下水道局の所管に属する事項</p> <p>(4) 消防本部の所管に属する事項</p>

